

高齢者施設等の基準を定める条例の制定について

1 条例化する対象

根拠法	施設・サービス種別	基準省令等
老人福祉法	特別養護老人ホーム	・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
	養護老人ホーム	・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
介護保険法	介護老人福祉施設	・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 ・指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、入所定員に係る基準
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
	介護療養型医療施設	・指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
	居宅サービス・介護予防サービス (訪問介護、通所介護、短期入所、特定施設入居者生活介護他)	・指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準 ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 ・指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準
社会福祉法	軽費老人ホーム	・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

※介護保険法の地域密着型施設・サービスの基準については、市町村で条例化する。

2 現行基準の概要 (※アンダーラインは、本県の独自基準として新たに基準を設ける箇所)
各施設・サービス事業所における人員配置、設備、運営等に関する基準を規定。

◇人員配置に関する基準

●職員の資格要件 ●職員の専従 ●職員の配置の基準 等

◇設備に関する基準

●居室面積 ○居室等定員 ○設けなければならない設備 等

◇運営に関する基準

○非常災害対策 ●身体拘束の禁止 ○衛生管理 ●秘密保持 ○苦情処理

○地域との連携 ●事故発生の防止及び発生時の対応 等

(注) ●：従うべき基準、○：参酌すべき基準

3 県が定める基準の考え方

○本県の基準(案)の検討に当たっては、地方の創意工夫を生かした住民本位の施策を推進する観点から、本県の実情を踏まえたものとする必要があるため、関係機関や団体等からの意見聴取等により、事業者、市町村等の意見を把握したうえで、検討を進めてきた。

○現行の基準のうち次の参酌すべき基準について、独自の基準を追加する。

- 特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)の居室定員(ユニット型以外の場合)
- 非常災害対策

○その他の基準については、本県において、省令等の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令の基準を用いて本県の基準とする。

4 山梨県独自基準(案)

○特別養護老人ホームの居室定員(ユニット型以外の場合)

【現在の国の基準】 1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。

【本県の考え方】 本県においては、第3期介護保険事業支援計画(平成18～20年度)から推進してきたユニットケアと併せた個室ユニット型の施設整備については、今後も引き続き進めていく必要がある。

一方、従来型ケアにおいても、プライバシーが確保され、高齢者の尊厳が保持できるよう個室を基本とすることが望ましいことから、居室定員は国基準と同様、原則1人とする。ただし、多様なニーズに対応できるよう、入所者のプライバシーに配慮した措置がなされるとともに、地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下とする事ができる旨を独自基準として設ける。

○非常災害対策(全ての施設、サービス(利用者が通所、入所等をするサービスに限る。))
※福祉保健部共通

【現在の国の基準】(特別養護老人ホームの基準の例。他の施設、サービスについても同様の基準)

- 1 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なわなければならない。

【本県の考え方】

本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。

- ① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。
- ② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。
- ③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。